(五) 脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知及び保有義務

(1) 経済産業大臣は、(四)の(1)の規定による報告をした脱炭素成長型投資事業者に、排出実績量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を通知することとした。(第三六条第一項関係)

(2) 経済産業大臣は、(四)の(1)の規定による報告の内容が不適切であると認める場合には、その他必要があると認める場合には、その調査に基づき、(3)の規定によりあらかじめ保有しなければならない脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を決定し、当該脱炭素成長型投資事業者に通知することとした。(第三六条第二項関係)

(3) 脱炭素成長型投資事業者は、(1)又は(2)の規定により通知された量の脱炭素成長型投資事業者排出枠を、割当年度の翌年度の一月三一日に、その法人等保有口座において保有しなければならないこととした。(第三六条第三項関係)

(六) 脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却

(1) 経済産業大臣は、(五)の(3)に規定する日に、(五)の(3)に規定する量の脱炭素成長型投資事業者排出枠について償却（(二)の排出枠口座簿において、脱炭素成長型投資事業者がその法人等保有口座において保有する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の範囲内で、脱炭素成長型投資事業者排出枠についての減少の記録をすることにより、当該脱炭素成長型投資事業者排出枠を消滅させることをいう。以下同じ。）をすることとした。(第三七条第一項関係)

(2) (1)の償却を受けた脱炭素成長型投資事業者排出枠は、当該償却によりその法人等保有口座において減少の記録を受けた(三)に規定する法人等保有口座名義人が(五)の(3)に規定する日に保有していたものとみなすこととした。(第三七条第二項関係)

(七) 参考上限取引価格

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、我が国の産業又は国民生活に与える影響、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、エネルギーの需給に関する施策との整合性その他の事情を勘案して、二酸化炭素の排出量一トンに相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格についてその上限の算定の基礎となる価格（以下「参考上限取引価格」という。）を定めることとした。(第三九条第一項関係)

(八) 脱炭素成長型投資事業者排出枠を保有しているものとみなす場合

(1) 経済産業大臣は、脱炭素成長型投資事業者が一定期間以上継続して脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引を行うことが困難であり、又は困難となるおそれがある場合として政令で定める場合において、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却に支障を生ずることが明らかであり、(2)の規定による措置を講ずる必要があると認めるときは、その旨を告示することとした。(第四〇条第一項関係)

(2) 経済産業大臣は、(1)の規定による告示をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、脱炭素成長型投資事業者が、当該年度における(五)の(1)又は(2)の規定により通知された脱炭素成長型投資事業者排出枠の量が(三)の(1)の規定により割り当てられた脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を上回る量を限度として、(3)の規定の適用を受けようとする脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に参考上限取引価格を乗じて得た額の負担金を政府に納付することを認めることとした。(第四〇条第二項関係)

(3) 経済産業大臣は、償却をする場合において、(2)の規定による納付があったときは、当該脱炭素成長型投資事業者が、その納付した額を参考上限取引価格で除して得た量の脱炭素成長型投資事業者排出枠を保有しているものとみなすこととした。(第四〇条第三項関係)

(九) 未償却相当負担金の徴収及び納付義務

(1) 経済産業大臣は、割当年度の翌年度の二月一日以後に、当該割当年度における(五)の(1)又は(2)の規定により通知された量の脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却を受けていない脱炭素成長型投資事業者から、当該量の脱炭素成長型投資事業者排出枠のうちその償却をしていない量に参考上限取引価格を乗じて得た額を徴収することとした。(第四一条第一項関係)

(2) 脱炭素成長型投資事業者は、未償却相当負担金（(1)の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいう。以下同じ。）を納付しなければならないこととした。(第四一条第二項関係)

(〇) 未償却相当負担金の額の決定、通知等

経済産業大臣は、(九)の(1)の脱炭素成長型投資事業者が納付すべき未償却相当負担金の額を決定し、当該脱炭素成長型投資事業者に対し、その者が納付すべき未償却相当負担金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならないこととした。(第四二条関係)

(一〇) 排出枠口座簿の作成等

経済産業大臣は、排出枠口座簿を作成し、脱炭素成長型投資事業者排出枠の取得、保有及び移転（以下「排出枠の管理」という。）のため、次に掲げる口座を開設することとした。

(1) 法人等保有口座（内国法人等（国内に本店等を有する法人及び脱炭素成長型投資事業者である個人をいう。以下同じ。）が自己のために排出枠の管理を行うための口座をいう。以下同じ。）

(2) 機構取引口座（脱炭素成長型経済構造移行推進機構（5の(二)において「機構」という。）が推進法第一一三条第三項第一号に規定する売買取引（以下単に「売買取引」という。）を行うことができる者のために脱炭素成長型投資事業者排出枠の取得及び移転（以下「振替」という。）を行うための口座をいう。）(第四五条第一項関係)

(三) 法人等保有口座の記録事項

法人等保有口座は、当該法人等保有口座の名義人（当該法人等保有口座の開設を受けた者をいう。以下「法人等保有口座名義人」という。）ごとに区分することとした。(第四七条第一項関係)

(三) 法人等保有口座の開設

(1) 排出枠の管理を行おうとする内国法人等は、排出枠口座簿に、経済産業大臣による法人等保有口座の開設を受けなければならないこととした。(第四八条第一項関係)

(2) 法人等保有口座は、排出枠の管理を行おうとする一の内国法人等につき一に限り開設を受けることができることとした。(第四八条第二項関係)

(3) (1)の規定による法人等保有口座の開設を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならないこととした。(第四八条第三項関係)

(4) 経済産業大臣は、(3)の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しなければならないこととした。(第四八条第五項関係)

(四) 振替手続

脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替は、推進法第五〇条に定めるところにより、経済産業大臣が、排出枠口座簿において、当該脱炭素成長型投資事業者排出枠についての減少又は増加の記録をすることにより行うこととした。(第五〇条第一項関係)

登録確認機関

(一) 登録

3の(二)の(2)の登録（以下単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、3の(二)の(2)及び3の(四)の(2)の規定による確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行うこととした。(第五八条関係)

(二) 登録の基準

経済産業大臣は、(一)の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならないこととした。

(1) 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた適合性の確認（事業活動を構成する生産工程その他の要素に関し作成された報告書の内容がその適合すべき基準